

令和元年5月8日

建設工事登録業者 各位

福井市財政部契約課長

消費税法等の改正に伴う経過的な建設工事等の契約約款について

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、平成31年4月1日以後に契約を締結し、令和元年10月1日以後に引渡し予定の建設工事及び土木設計業務等の契約約款については、以下のとおり取扱うこととし、附則を追加しますのでお知らせします。

記

1 前金払及び部分払の取扱い

令和元年9月30日までに支払請求のあった前金払及び部分払には、消費税の税率改正による消費税の増額分を含まないものとします。

2 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定の適用に当たっては、消費税の税率の改正による物価の変動分を除くものとします。

福井市工事請負契約約款の条項に次のとおり附則として特別の規定を設ける。

#### 附 則

- 1 令和元年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払については、第34条中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。
- 2 施行日の前日までに請求を受けた部分払における部分払金の額の算定については、第37条第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（施行日の前日までに行う第37条第5項の規定による部分払の請求にあつては、当該請負代金相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第6項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 3 第37条第5項の規定により部分払金の支払があつた後、施行日の前日までに再度部分払の請求をする場合においては、同条第8項の規定にかかわらず、同条第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額（施行日の前日までに行う第37条第5項の規定による部分払の請求にあつては、当該控除後の額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第6項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第8項中「再度部分払」とあるのは「施行日の前日までに再度部分払」としてこれらの規定を適用する。
- 4 第25条第1項の規定による請求があつた場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。

福井市土木設計業務等委託契約約款の条項に次のとおり附則として特別の規定を設ける。

#### 附 則

- 1 令和元年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払については、第34条中「業務委託料の」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。
- 2 施行日の前日までに請求を受けた部分引渡しに係る業務委託料の算定については、第37条中「業務委託料」とあるのは「業務委託料（施行日の前日までに行う第37条第3項の規定による部分引渡しに係る業務委託料の請求にあつては、当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、「部分引渡しに係る業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料（当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、「指定部分に相応する業務委託料」とあるのは「指定部分に相応する業務委託料（当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、「引渡部分に相応する業務委託料」とあるのは「引渡部分に相応する業務委託料（当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。